

様式第1-別紙

宣 誓 書

私は、飯能市創業支援事業の補助金交付決定にあたり、飯能市創業支援事業約款第2条又は第2条の2（補助対象者）各号に該当していないことを宣誓するとともに、第6条（実績報告書）の遂行及び第7条（遵守事項）に定める事項を遵守することを約束いたします。

年 月 日

住所
事業所
代表者 印

飯能商工会議所
会頭

（注意事項）

- 1 事業所及び代表者は、必ず自署してください。
- 2 印鑑登録印を押印してください。
- 3 参考 飯能市創業支援事業約款（抜粋）
第2条（補助対象者） 法人を設立する者
 1. 設立しようとする法人の業種が建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業又はサービス業である者及び非営利法人のうち、商工業の活性化に寄与すると認められる者
 2. 設立しようとする法人の業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業ではない者
 3. 設立しようとする法人の業種が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員が関わる営業ではない者
 4. 設立しようとする法人の業種が金融業及び射幸的娯楽業等サービス業の一部に関わる営業ではない者
 5. 設立しようとする法人の業種が宗教活動を伴う営業又は宗教団体が関わる営業ではない者第2条の2 個人事業主として創業する者
 1. 創業しようとする事業の業種が建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、不動産業、物品賃貸業又はサービス業である者及び非営利法人のうち、商工業の活性化に寄与すると認められる者
 2. 創業しようとする事業の業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業ではない者
 3. 創業しようとする事業の業種が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定する暴力団及び暴力団員が関わる営業ではない者
 4. 創業しようとする事業の業種が金融業及び射幸的娯楽業等サービス業の一部に関わる営業ではない者
 5. 創業しようとする事業の業種が宗教活動を伴う営業又は宗教団体が関わる営業ではない者第6条（実績報告書）
 1. 補助金の交付を受けた者は、毎年4月30日までに前年度の事業実績について、飯能市創業支援補助金実績報告書（様式第3）に必要書類を添えて、商工会議所会頭に報告しなければならない。
 2. 前項の規定による報告は5年間行うものとする。第7条（遵守事項）
 1. 本補助金を利用して創業した者については、法人設立の登記の日又は創業した日から5年以上本市において継続して運営することを遵守しなければならない。ただし、商工会議所会頭が認めた場合はこの限りでない。